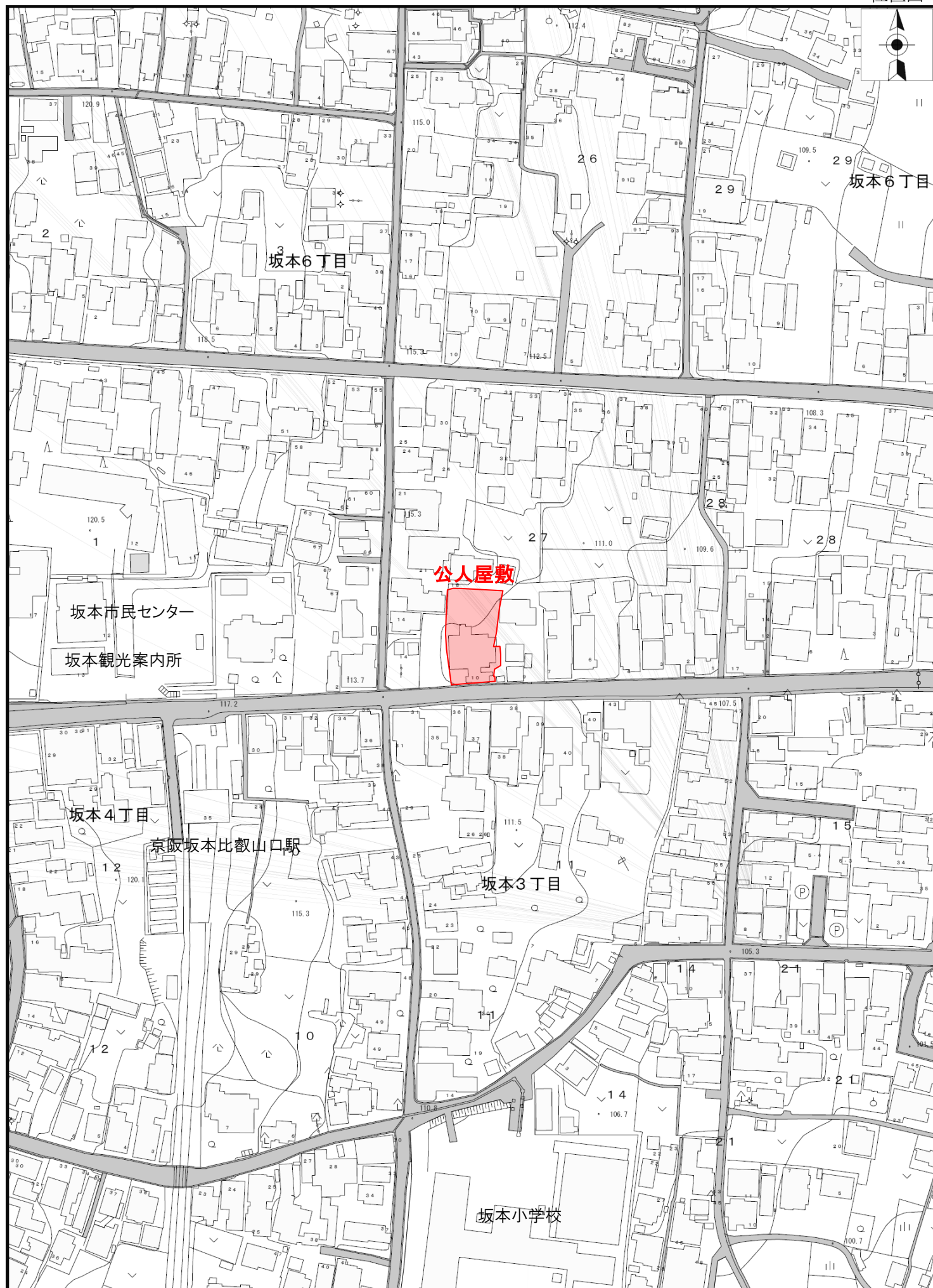


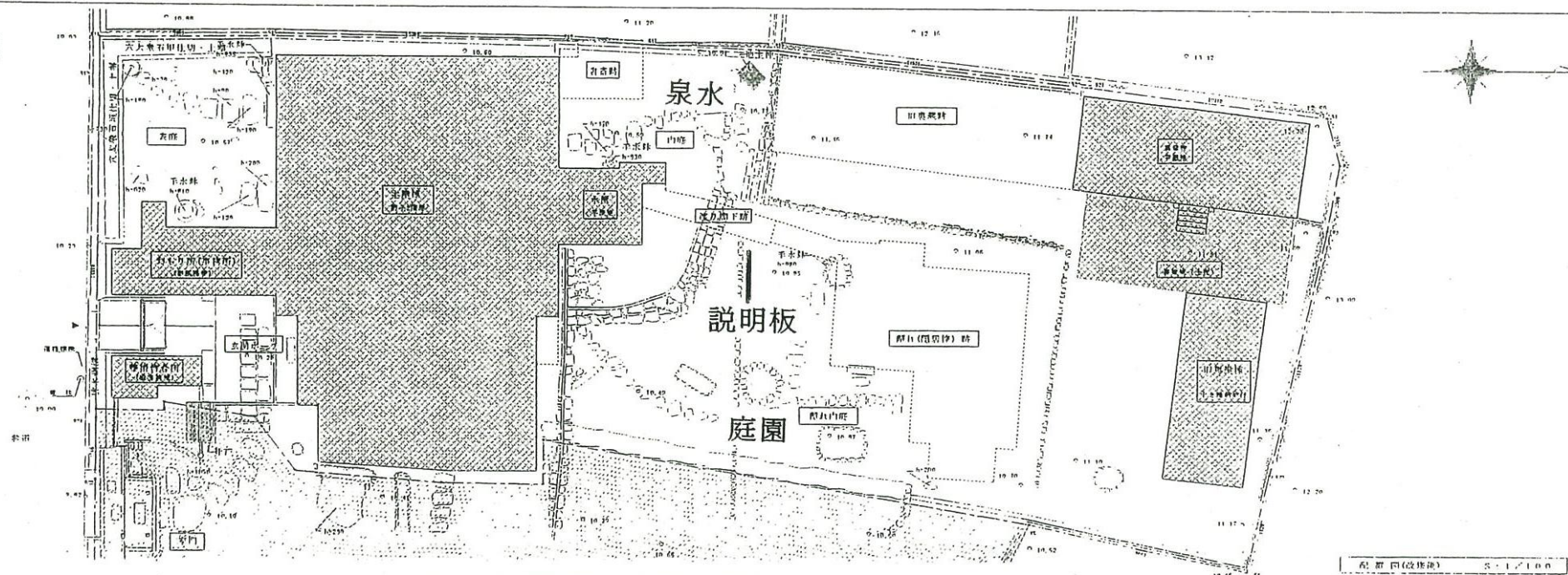
大津市公人屋敷(旧岡本邸)

指定管理者

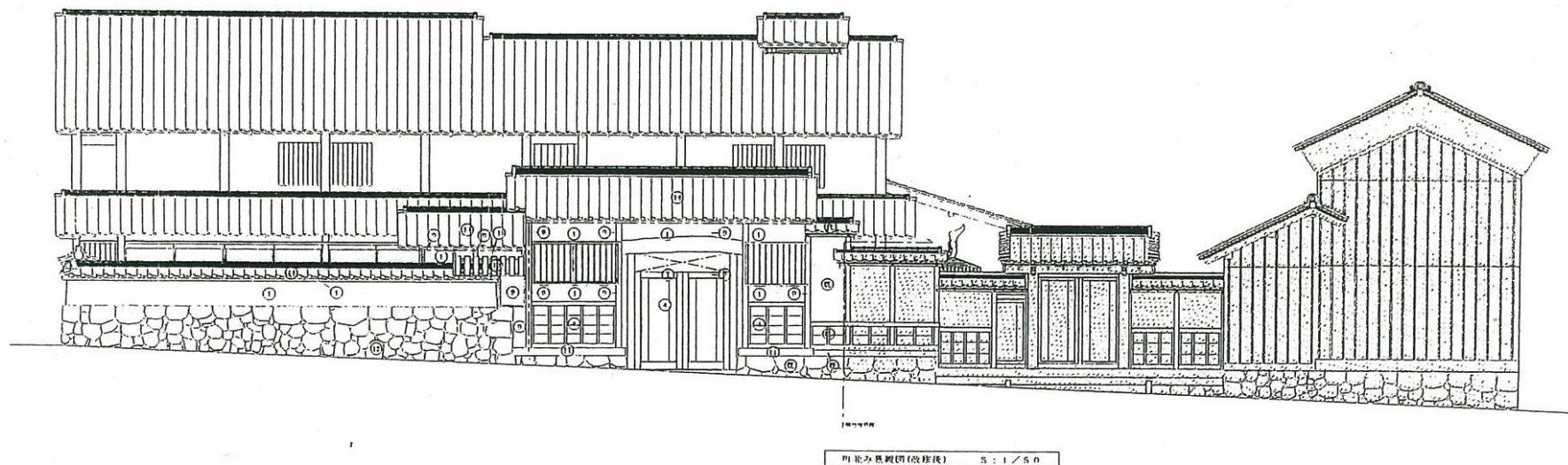
添 付 資 料

- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 利用実績
- ・ 備品台帳
- ・ 条例
- ・ 規則
- ・ 文書管理上の留意事項
- ・ 個人情報取扱特記事項
- ・ 指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針





景觀図



平面図

主屋・1階

庭園

和室
展示スペース

和室
展示スペース

トイレ

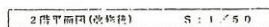
事務室

入口

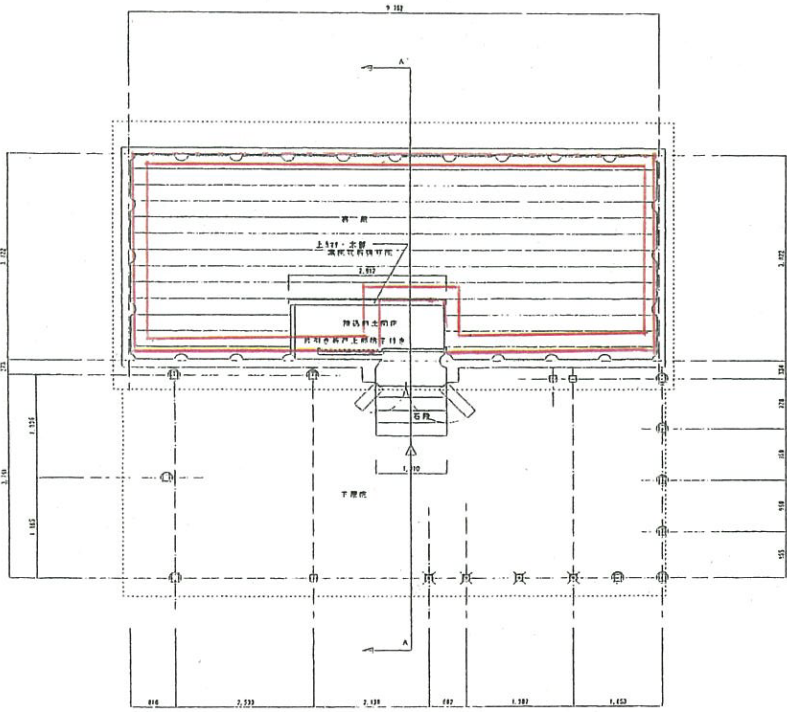
立入禁止スペース

説明板

地下蔵

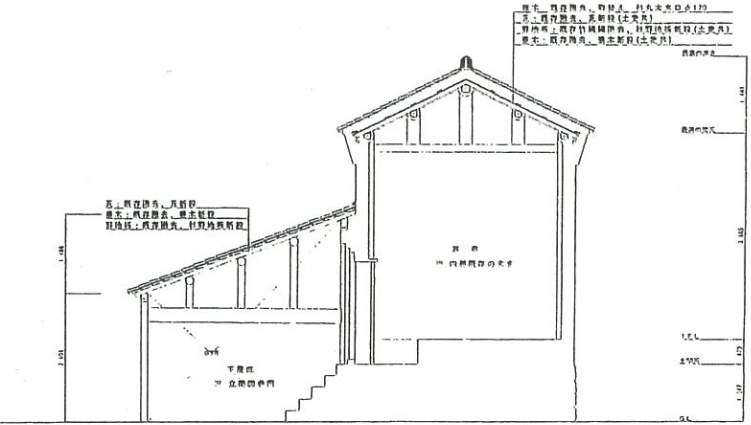


米蔵・平面図



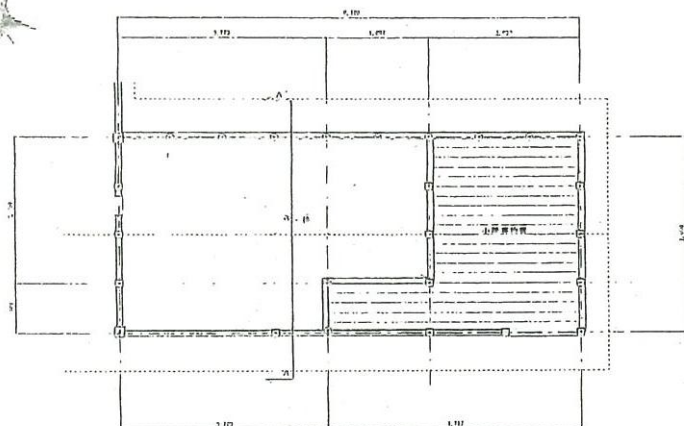
立入禁止スペース 

米蔵・断面図

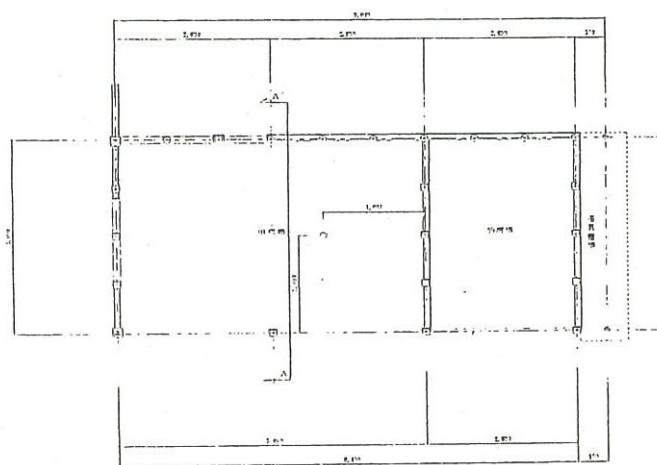


A-A' 断面図 (概略図) S: 1/50

壽屋・三



2階半両開(旧式屋枠) S: 1/50



1 階平面図 (旧馬屎校)	S 1/50
---------------	--------

Architectural drawing of a building facade. The drawing shows a gabled structure with a central entrance and two side windows. Dimensions are provided in feet and inches:

- Overall width: 2'-0"
- Overall height: 1'-0"
- Side window height: 1'-0"
- Side window width: 1'-0"
- Central entrance height: 1'-0"
- Central entrance width: 1'-0"
- Side window width (inner): 1'-0"
- Side window width (outer): 1'-0"
- Central entrance width (inner): 1'-0"
- Central entrance width (outer): 1'-0"

断面图(用字母标注) S 1/50

公人屋敷入込客数

(人)

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人(個人)	112	137	104	74	71	93	122	164	81	87	91	115	1,251
小学生(個人)	4	6	0	1	0	1	2	4	1	2	2	3	26
大人(団体)	15	8	5	12	6	12	50	66	31	5	21	11	242
小学生(団体)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
無料入園者	3	0	8	3	0	6	4	2	4	4	3	2	39
共通券	0	46	127	83	62	62	57	75	72	66	20	72	742
合計	134	197	244	173	139	174	235	311	189	164	138	203	2,301
(うち外国人)	11	7	1	2	13	12	9	33	4	9	9	12	122

令和6年度

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人(個人)	146	187	94	76	71	100	179	198	195	95	86	117	1,544
小学生(個人)	3	3	1	2	1	1	0	3	1	2	4	2	23
大人(団体)	10	14	12	4	7	3	39	65	16	18	10	25	223
小学生(団体)	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4
無料入園者	4	1	2	1	1	0	3	6	3	0	0	3	24
共通券	0	62	78	74	20	22	51	65	123	39	38	66	638
合計	164	267	187	157	100	126	272	337	341	154	138	213	2,459
(うち外国人)	24	10	9	9	2	8	23	10	13	6	20	4	138

令和7年度

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人(個人)	138	197	81	56	62	104	128	233	105	75	96	138	1,413
小学生(個人)	3	1	0	0	1	1	0	4	1	0	2	5	18
大人(団体)	8	25	13	34	16	20	10	42	15	16	11	40	250
小学生(団体)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無料入園者	0	3	0	1	15	8	6	6	2	3	5	5	54
共通券	0	50	72	39	19	33	37	52	159	34	14	57	566
合計	149	276	166	130	113	166	181	337	282	128	128	245	2,301
(うち外国人)	2	4	3	9	7	1	12	38	18	4	9	8	115

公人屋敷利用実績

	入館料（単位：円）	人数（単位：人）
令和5年度	2 1 2, 5 8 0	2, 3 0 1
令和6年度	2 3 1, 0 8 0	2, 4 5 9
令和7年度	2 1 3, 1 4 0	2, 3 0 1

備品台帳

備品番号	旧備品番号	物品番号	品名	取得価格	取得日	規格	備考
43428	030-999-003417	03099999	アルミショーケース	70120	2005/10/14	平ケース タテヤマ FA-601 W1800 ×D600×H910mm ブロンズ	主屋
43429	030-999-003418	03099999	アルミショーケース	70120	2005/10/14	平ケース タテヤマ FA-601 W1800 ×D600×H910mm ブロンズ	主屋
43431	030-999-003420	03099999	アルミショーケース	70120	2005/10/14	平ケース タテヤマ FA-601 W1800 ×D600×H910mm ブロンズ	主屋

○大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例

平成17年6月24日

条例第36号

(設置)

第1条 坂本地域の歴史、伝統及び文化を継承し、もって市民の文化の向上及び発展に寄与するとともに、本市の観光の振興を図るため、公人屋敷を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公人屋敷の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 公人屋敷(旧岡本邸)

位置 大津市坂本六丁目27番10号

(利用料金)

第3条 公人屋敷に入館しようとする者は、その入館に係る料金(以下「利用料金」という。)を第6条の規定に基づき公人屋敷の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第4条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第5条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 公人屋敷の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の基準)

第7条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公人屋敷の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2) 公人屋敷の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

と。

- (3) 公人屋敷の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
(平25条例19・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、公人屋敷の開館時間及び休館日の定めに従い、公人屋敷を適正に利用に供さなければならない。

- 2 前項の公人屋敷の開館時間及び休館日は、規則で定める。
(平25条例19・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公人屋敷を入館者の観覧に供する業務
- (2) 公人屋敷の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、公人屋敷の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定に基づく指定管理者の指定の手續その他の行為及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年3月22日条例第19号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日条例第73号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

利用料金の上限額

区分	個人利用	団体利用(15人以上)
小学生	50円	40円
大人	100円	80円

備考

- 1 この表中、「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
 - (1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 - (2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 - (3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - (4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
 - (5) 前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)

○大津市公人屋敷の管理運営に関する規則

平成17年6月24日

規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第36号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、公人屋敷の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 公人屋敷の休館日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長及び条例第6条の規定に基づき公人屋敷の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めたときは、その協議により、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日（12月26日から同月31日までの日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(開館時間)

第3条 公人屋敷の開館時間は、午前10時から午後3時まで(受付時間は、午後2時30分まで)とする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めたときは、その協議により、臨時にこれを変更することができる。

(行為の制限)

第4条 公人屋敷においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 業として写真を撮影すること。

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設若しくは備品又は資料等を汚損し、又はき損しないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、飲食をしないこと。
- (4) 公人屋敷の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(平25規則24・旧第10条繰上、令元規則10・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行前に同項に規定する行為を行う場合には、この規則の施行前であってもこの規則の規定に基づき当該行為を行うものとする。

附 則(平成25年3月22日規則第24号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年7月1日規則第74号）

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

文書管理上の留意事項

(基本的事項)

第1条 乙は、その業務に従事している者が文書等を取扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

(文書等の保存期間)

第2条 乙は、処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限を、大津市文書取扱規程第32条の規定に準じて定めるものとする。

(文書等の廃棄手続き)

第3条 乙は、甲の承認を得たうえで、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。

なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

(文書等の引継ぎ)

第4条 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備及び報告）

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還）

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成し

た個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針

(趣旨)

第1条 この指針は、大津市（以下「市」という。）が推進する公正で透明な信頼される市政の運営を確保するため、指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定するものをいう。

2 この指針において「情報」とは、指定管理者の保有する情報であって、その管理を行う公の施設に係るものをいう。

3 この指針において「文書」とは、指定管理者の保有する文書であって、指定管理者の役員及び職員（以下「職員等」という。）が公の施設の管理を行うに当たって職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該指定管理者の職員等が組織的に用いるものをいう。

(指定管理者の情報公開の公開等)

第3条 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、指定管理者を指定した実施機関（以下、「指定実施機関」という。）は、当該管理業務に関する基本方針や収支状況等に関する資料の公表など、情報の公開の実施が円滑に行われるよう、指定管理者へ必要な指導及び助言に努めるものとする。

2 指定管理者は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の趣旨を踏まえ、当該管理業務に関する基本方針や収支状況等に関する資料の公表など、積極的な情報の公開に努めなければならない。

(文書の提出)

第4条 指定管理者は、指定実施機関から文書の提出依頼があった場合は、当該文書を速やかに提出するよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年8月1日から施行する。